

「いげたネット」利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 西尾市在宅医療介護連携システム「いげたネット」利用規約（以下、「本規約」という。）は、西尾市民に関わる医療機関、介護サービス事業所等と西尾市が認めた者及び行政の参加者による西尾市在宅医療介護連携システム（以下「いげたネット」という。）を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(定義)

第2条 本規約においていげたネットとは、医療や介護等を受ける療養者のプライバシー保護に配慮しながら、療養者情報の一部について参加機関を結ぶネットワークで共有し、得られた情報を元に多職種連携を図り、療養者に対して質の高い医療・介護サービス等を提供することと合わせて、プロジェクト機能を活用した多職種間のスキルアップ研修や情報交換、事務連絡等を行い、療養者に携わる方々の「顔の見える関係」を構築することを目的とした仕組みを提供するものと定義する。

2 いげたネットは、次に掲げるサービスを提供する。

(1) いげたネットを利用する参加機関が相互に電子@連絡帳のシステムを利用して、療養者の受診時の情報及び治療歴、治療の経過及び効果、薬の重複投与の防止に関する情報ならびに各種の検査データ等の情報を共有するサービス

(2) いげたネットの登録手続きや案内情報等を公開するポータルサイトサービス

(3) その他、第1条の達成に必要なサービス

(サービスの運営)

第3条 いげたネットの運営は、西尾市（以下「サービス運用者」という。）が行う。

2 前項のサービスの運営において、いげたネットの運用管理その他サービスの運用管理に関する業務は、西尾市在宅医療介護連携支援センター（以下、「事務局」）が行う。

3 前2項に基づきいげたネットの運用管理を委託された事業所（以下、「契約事業者」という。）は、本契約並びに別に定める仕様に基づき、いげたネットの運用管理を適切に行うものとする。

第2章 利用登録に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第4条 いげたネットを利用できる施設等（以下「利用施設」という。）は、西尾市民に関わる医療機関、介護サービス事業所等とサービス運用者及びいげたネットが認めたものとする。

2 利用施設においては、いげたネットに関する責任者（以下、「施設責任者」という。）を置かなければならない。

3 施設責任者は、事業に規定する当該施設に属するシステム利用者の運用に関して全ての責務を負う。

4 サービス運用者が在宅医療介護連携システム「電子@連絡帳」に関する広域連携協定書を締結している場合は、利用者は、協定を締結している市町村の医療機関、介護サー

ビス事業所等と情報連携ができる。

5 前項の規定により患者情報を連携する場合は、療養者が居住する行政管理下のネットワークの利用規約を遵守する。

(システム利用者)

第5条 前項に基づく利用施設において、いげたネットを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設に属する者で、次条第2項により専用の利用者識別番号を付与された者(以下、「システム利用者」という。)とする。

(利用登録の申請及びシステム利用者の設定)

第6条 施設責任者は、サービス運用者に「いげたネットの利用登録に係る誓約書」(様式第1)を提出のうえ、ポータルサイトから利用登録の申請を行う。

2 サービス運用者より登録の承認を受けた施設責任者またはサービス運用者は、ポータルサイトの利用管理システム等を使用して、いげたネットの利用を行おうとする者ごとに専用の利用者識別番号(以下、「ユーザーID」という。)及び暗証番号(以下、「パスワード」という。)の付与を行う。

3 前項に規定するユーザーID及びパスワードの付与にあたり、いげたネットの利用を行おうとする者は、「いげたネットの利用に係る誓約書」(様式第2)を施設責任者に提出しなければならない。

4 システム利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、定期的に変更するものとする。

(事業所内における周知)

第7条 利用施設は、いげたネットを利用している旨を事業所内に掲示するなどして、療養者及びその家族への周知に努めなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 施設責任者は、人事異動等により登録した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用して速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(登録の廃止)

第9条 利用施設においていげたネットの登録を廃止する場合は、施設責任者はポータルサイトからサービス運用者に対して利用廃止申請を行う。

(システム利用者のユーザーID、パスワードの再発行)

第10条 システム利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設責任者にその旨を連絡し、施設責任者はその責任において、再発行をすることができる。

2 前項の場合において、手続きが困難な場合には、施設責任者の責任のもと、サービス運用者へ当該ユーザーIDの利用停止と新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(利用上の注意)

第11条 施設責任者及びシステム利用者は、本規約に定める事項に従いいげたネットを利用するものとする。

2 施設責任者及びシステム利用者がいげたネットを利用した場合は、本規約に同意したものとみなす。

(利用環境の整備)

第12条 利用施設は、いげたネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の責任において整備するものとする。

第3章 サービス内容

第1節 地域包括ケアシステムサービス

(共有方法)

第13条 システム利用者がいげたネットによって共有した療養者の情報は、ストレージ領域に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ当該情報にアクセスすることができる。

(療養者の同意)

第14条 システム利用者は、いげたネットを利用して療養者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、同意書により療養者本人（未成年者の場合はその家族）の同意を得たうえで、療養者の情報をいげたネットに登録するものとする。

2 システム利用者は、療養者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）からいげたネットの利用の中止の申し出があった場合は、当該療養者の登録データを削除するものとする。

(共有情報の保管期間)

第15条 いげたネットによって共有された情報は、いげたネットのシステムへの投稿がなされた日から起算して5年間の保管をする。ただし、サービス運用者と契約事業者の契約がある限りとする。

(共有情報の取扱い)

第16条 いげたネットにより共有された療養者の情報は、診療情報の参照情報として取り扱うものとし、診療情報の原本は、システム利用者が法令等に従い別途管理するものとする。

2 いげたネットが取り扱う情報の内容について、いげたネット、サービス運用者及び契約事業者は、その安全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第17条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、いげたネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

2 ポータルサイトサービスで公開する利用施設の情報は、利用施設名、利用施設の住所等とする。ただし、施設責任者は利用施設の情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(公開情報の管理)

第18条 ポータルサイトサービスで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

第4章 いげたネットの運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第19条 施設責任者よりシステム利用者へ付与されたユーザーID及びパスワードを利用できる者は、当該システム利用者のみとする。

2 システム利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うとともに、自己のユーザーID及びパスワードによりいげたネットになされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として患者等にかかる診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者等は細心の注意をもって管理しなければならない。

3 システム利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、若しくは開示し又は使用させてはならない。

4 システム利用者は、パスワードを定期的に変更する等、第三者へのパスワードの漏洩防止に努めるものとする。

(セキュリティ対策及び個人情報の保護)

第20条 施設責任者及びシステム利用者は、いげたネットで取り扱う情報について、個人情報保護法及びその他条例等の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

2 施設責任者は、機密保持に係るシステム利用者の責任を明確にするとともに、使用する機器等の管理について必要なセキュリティ対策を講じるものとする。また、システム利用者へのセキュリティ教育を定期的実施するとともに、重大なセキュリティ事故等が起こったときは、システム利用者に対して必要の都度実施するものとする。

3 システム利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、使用する機器等の取扱いについて特段の注意を払わなければならない。

4 施設責任者は、サービス運用者からいげたネットの提示を求められた場合は拒否できない。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第21条 施設責任者及びシステム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

2 サービス運用者及び協議会は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏洩防止等の措置をとらなければならない。

3 契約事業者は、委託業務の範囲を超える対応が必要な場合は、サービス運用者及び協議会と契約事業者との間において別に協議するものとする。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第22条 本ネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、システム利用者が外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第23条 システム利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入する等、セキュリティ対

策を講ずるものとする。またその維持管理については、各利用施設等において責任をもって実施する。

(利用の一時停止)

第24条 サービス運用者は、システム利用者のユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

(サービスの一時停止)

第25条 サービス運用者及び契約事業者は、次のいずれかに該当する場合は、施設責任者及びシステム利用者に事前に通知することなく、一時的に上げたネットのサービスを停止することができるものとする。

(1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合

(2) 火災又は停電等によりサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故によりサービスの提供ができなくなった場合

(4) 前各号に定めるほか、運用面又は技術面の問題により、サービス運用者及び契約事業者がサービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

(サービスの中止)

第26条 サービス運用者は、施設責任者及びシステム利用者に少なくとも6か月前に予告したうえで、上げたネットのサービスの提供を中止することができる。

(禁止行為)

第27条 システム利用者は、上げたネットの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為

(3) 他のシステム利用者、第三者又はサービス運用者の著作権又はその他の権利を侵害する行為

(4) 他のシステム利用者又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為

(5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷する行為

(6) 本規約及び法令に違反する行為

(7) 虚偽の内容で利用登録を行うこと

(8) 上げたネットに保管されている情報を意図的に改ざんする行為

(9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為

(10) 不正アクセス等の上げたネットの運営を妨げる行為

(11) 政治活動若しくはこれに類似する活動又は政治団体への勧誘行為

(12) 宗教活動若しくはこれに類似する活動又は政治団体への勧誘行為

(13) 前各号に定める行為のほか、サービス運用者が不適切と判断した場合

2 システム利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、利用施設の登録の廃止またはシステム利用者としての資格の停止を行うことができるものとする。

3 サービス運用者及び契約事業者は、システム利用者が第1項の各号のいずれかに該当することでサービス運用者及び契約事業者が損害を被った場合、システム利用者に対

し、損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(サービス内容の変更)

第28条 サービス運用者は、いげたネットの内容について、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。

2 前項に定める変更を行った場合は、サービス運用者は、システム利用者へ変更内容について周知するものとする。

(サービスの中止)

第29条 サービス運用者は、あらかじめシステム利用者に通知したうえでいげたネットのサービス提供を中止することができる。

(免責事項)

第30条 いげたネットが取り扱う対象者の情報の内容について、サービス運用者又は契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しないものとする。

2 いげたネットが提供するサービスの停止、変更若しくは中止又は対象者の情報の流出若しくは消失又はその他のサービスの利用に関連してシステム利用者又は第三者に損害が発生した場合は、サービス運用者及び契約事業者の故意又は重過失による場合を除き、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

3 いげたネットが提供するサービスを通じて、システム利用者間又はシステム利用者と第三者間で生じた紛争について、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第31条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができるものとする。

2 前項の変更を行った場合、サービス運用者は、ポータルサイトサービス等を通じてシステム利用者へ変更内容を周知するものとする。

3 第1項に定める利用規約の変更後に、システム利用者がいげたネットを利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。